

令和3年11月29日

郡市区等医師会 殿

大阪府医師会
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度の継続実施について

平素は本会事業に格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症に対応する医療機関及び医療従事者に対する支援策として、令和2年度12月に開始しました「新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度」は、1年間の補償期間としておりましたが、現在の感染状況等を鑑み、国の補助、日本医師会他医療団体の支援により、令和3年度も引き続き実施する旨の連絡がありましたのでご案内いたします。

現在加入されている医療機関は、継続して加入いただくことにより補償を1年間延長することができます。また、未加入の医療機関は新規に加入することも可能となっております。

加入手続きについては、既に制度加入（12月以降満期を迎える）している医療機関については、日本医療機能評価機構より登録されているメールアドレス宛に「継続のご案内」通知が送付されておりますので、継続加入することで1年間補償が延長されます。

新たに加入を検討している医療機関については、運営機関である公益財団法人日本医療機能評価機構による「新型コロナウイルス感染症対応医療従事者支援制度」特設サイト「<https://jcqhc.or.jp/w-comp>」より加入手続きをお願いいたします。

つきましては、貴会におかれましてもご了知賜りますとともに、貴会会員医療機関にご周知くださいますようお願い申し上げます。

労災保険につきましては従業員が対象になっておりますが、労災保険の「特別加入制度」により、院長やクリニック理事でも一定の要件を満たせば加入することができます。「特別加入制度」につきましては、大阪府医師協同組合・共済課（電話 06-6768-2077）にお問い合わせください。

【担当】

大阪府医師会

総務課（TEL:06-6763-7000）

地域医療1課（TEL:06-6763-7012）

地域医療2課（TEL:06-6763-7002）